

知的財産の権利と義務

永 島 晃*



二本足で歩き、火をおこし、道具を使うことから人間が人間として“知”の成長を始め、話し言葉によるコミュニケーションが集団としての“知”の相乗効果を生み、書き言葉が“知”の積み重ねを実現してきた。“知”とは人類が長い歴史の中で創り上げ積み上げてきた共有する“財”であると考えらるべきであろう。

ひるがえって知の一つの形である発明とは何か。特許法によると、「発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう」とあり、そして「発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」とある。この目的達成のために、特許発明には法的に非常に大きな独占的な権利が与えられている。ここで我々が肝に銘じなければならないのは、法的な権利と一対である社会的な義務である。知財ブームといわれる今こそ、そして企業のコンプライアンスが声高に叫ばれる今こそ、この社会的な義務をより真摯に考えなければならないと考える。

お金や宝石といった財産なら、自分のものだといって壺に入れて裏庭に埋めることが許されるかもしれないが、知財という財産は積極的に活用することを前提とした財産であり、しまい込んで活用しない、させない状況は特許法の目的から逸脱するものとなる。知的財産基本法でも、「知的財産の保護および活用に関する施策の推進に当たっては、その公正な利用および公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進を図れるように配慮する」との記述がある。この留意事項と配慮事項は言葉としては明確だが、実際には政府が行える部分は小さく、個々の権利者の社会倫理感に依存する部分が大いと考えらる。

私が経験した特許発明の実施権を獲得するための経験について考えてみる。一つは、工場やプラント向プロセス制御システムの通信に用いられるフィールドバスの標準化にかかわるものである。最近の標準化は、成熟した既存の標準から脱皮して新しい機能性能を実現することを狙った業界によるイノベーション活動の面を持っているものが多く、このフィールドバスの標準化もその一つであった。そのような標準化では、標準化仕様自体は人為的な取り決めであって発明の範疇を逃れていても、具体的な実装のためには既に確立している各社の特許発明を使わざるを得ない状況となる。標準化を担当する協議会でかなりもめたが、幸運にも最終的には、密に関連する特許の使用権が無償で許諾されることとなって解決した。標準化の原点はインターオペラビリティの実現であり、その標準が普及することによってのみユーザだけでなくサプライヤも潤うことが協議会で理解された結果である。なお、

* 横河電機株式会社 取締役 専務執行役員 技術開発本部長 Akira NAGASHIMA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

最も多くの特許の使用許諾を行った企業が最も成功していることを付け加えておく。もう一つは、かなりのエネルギーとお金を使って対応した海外特許である。具体的な特許の内容はここでは語らないが、その発明は素晴らしいコンセプトを持った明快なものであり、将来の弊社の事業展開には是非とも必要なものであった。ただ、同時にその内容はほんの少し領域をはずせば、既存の技術から容易に創造、導き出されるもので、特許として独占されるべきものではないと確信するものであった。交渉の初期には法外な実施料を要求されたが、粘り強い交渉によって、不満ではあるが許容できる条件で折り合うことができた。この交渉を通して、知財の闘いは法的な闘いの局面と、ビジネス交渉の局面と、社会正義の局面を併せ持つと感じた。

既に多くの企業が自社が保有する特許発明を積極的に公開し、妥当な条件で提供する方向を出されていることは素晴らしい動きであると思う。世界を分断してきた多様な障壁が消え去り、世界では同時に同じような研究・開発が進んでおり、これからますます厳しい知財での闘いが進むと思われる。人類の“知”が積極的に活用され、共有されるように行動していきたいものである。

